「雇用就農資金」（新法人設立支援タイプ）

**（令和６年度第３回）募集要領**

一般社団法人全国農業会議所

|  |
| --- |
| 全国農業会議所は、５０歳未満の就農希望者（以下「法人等雇用就農者」という。）を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」を実施します。  本募集の「新法人設立支援タイプ」では、農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す法人等雇用就農者を一定期間雇用し、独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を交付します。  事業の対象となる法人等雇用就農者は、原則として２０２４年２月１日～２０２４年１０月１日の間に従業員として５０歳未満で採用され、支援開始日時点で従業員としての就業期間が４ヶ月以上１２ヶ月未満を経過している方です。  　事業の実施を希望される農業法人等の方は、２０２４年１０月１５日（火）～１１月１５日（金）（必着）までに各都道府県農業会議等に必要な申請書類を提出してください。  ※　農業法人等が法人等雇用就農者を雇用し、当該農業法人等での農業就業又は独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を交付する「雇用就農者育成・独立支援タイプ」、農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するために実施する派遣研修を支援する「次世代経営者育成タイプ」の募集も併せて実施しています。詳しくは各募集要領をご覧ください。 |

|  |
| --- |
| **Ⅰ　助成内容** |

**１　助成額及び助成対象期間**

ア　助成額

法人等雇用就農者１人当たり

24ヶ月目までは１ヶ月につき100,000円（年間1,200,000円）

25ヶ月目以降は１ヶ月につき50,000円（年間600,000円）

※　法人等雇用就農者が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等（以下「多様な人材」という。）の場合は、24ヶ月目までは１ヶ月につき112,500円（年間1,350,000円）、25ヶ月目以降は１ヶ月につき62,500円（年間750,000円）

イ　助成対象期間

２０２５年２月から最長４年間

※　事業実施期間が３ヶ月未満の場合は、助成金は交付されません。

* 本事業においては、新規雇用就農者の増加分を支援対象とします。そのため、過去に本事業の支援対象となった法人等雇用就農者が離農している場合には、離農した法人等雇用就農者の数を超えて雇用した新規就農者の増加分が本事業の対象となります。

**２　採択数の上限**

申請数が多数の場合は、採択数、助成対象期間を調整する場合があります。

|  |
| --- |
| **Ⅱ　募集期間、申請先** |

**１　募集期間**

２０２４年１０月１５日（火）～１１月１５日（金）

※　受付は土日祝日を除く。

※　提出期限は、募集期間最終日の午後５時まで。原則メールで農業会議等へ提出してください。郵送の場合は当日必着。

**２　申請先**

各都道府県農業会議等（後掲の「『雇用就農資金』のお問合せ・申請先」をご覧ください。）

※　申請する農業法人等の所在地と就業場所が異なる場合は、就業場所が所在する都道府県農業会議等に申請してください。

**３　申請書類**

申請に必要な書類は、次のとおりです。申請書類は、「雇用就農資金」ホームページ又は各都道府県農業会議等窓口で入手できます。

○「雇用就農資金」ホームページ（検索エンジンで「雇用就農資金」と検索してください)

【 <https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/> 】

【必ず提出が必要な書類（①～②）】

①　雇用就農資金申請書（事業申請書）（様式第２号）

（記載項目）

１　農業法人等の概要

２　定着率、新規就農者増加分（事業活用判定シート）

(定着率は、平成３１年度～令和５年度雇用就農資金等で助成金交付を受けた者が対象）

３　働き方改革実行計画

４　反社会的勢力の排除に関する誓約

５　個人情報の取扱いに関する同意

６　法人等雇用就農者の概要

７　雇用契約内容確認書

８　研修計画

９　新法人設立計画

※　「１　農業法人等の概要」の「労働環境整備」のうち「③農業の「働き方改革」に資する施設の整備」に「既に取り組んでいる」を選択した場合は、該当施設の写真を提出すること。

（過去に本事業、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農者実践研修支援事業（以下「本事業等」という。）を活用していて、農業会議等により施設を確認済みの場合は提出を省略できます。）

農業の「働き方改革」に資する施設とは、以下の施設を指します。

（１）休憩所、（２）更衣室、（３）男女別トイレ、（４）シャワー、

（５）その他、全国農業会議所が認めるもの

各施設の整備基準

（１）休憩所

　　ア　屋内、屋外の独立した空間（プレハブ等）のどちらでも可

　　イ　他の施設・設備と区分されており、屋根があるもの

　　ウ　パーティション等により仕切られる等、他の空間との仕切りが曖昧なものは不可

（２）更衣室

　　ア　更衣のために使用される専用の部屋であり、他の施設・設備と区分されていること

　　イ　個人用ロッカーを備えていること

　　ウ　更衣のためのスペースが確保されていること

　　エ　個人用ロッカーのみでは不可

（３）男女別トイレ

　　ア　屋内、屋外のどちらに設置されていても可

　　イ　「男女兼用」と「女性専用」の組み合わせは可

（４）シャワー

　　ア　シャワー利用のために使用される専用の部屋であること

　　イ　シャワー室と隣接した脱衣場を備えていること

※　「１　農業法人等の概要」の「労働環境整備」のうち「④次世代育成支援対策推進法に基づく認定（「プラチナくるみん」「くるみん」又は「トライくるみん」）を受けている」又は「⑤女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（「プラチナえるぼし」又は「えるぼし」）を受けている」で「既に取り組んでいる」を選択した場合は、該当する認定証の写し（写真でも可）を提出すること。

（過去に本事業を活用していて提出済みの場合は、提出を省略できます。）

※　「２　定着率、新規就農者増加分」のうち「１．「定着率」要件」について、本募集の申請時点において、過去に中止届出書、研修修了直後、１年後、２年後、３年後の研修生の定着状況報告書で報告のあった内容から変更がある場合は、参考様式⑦を添付すること。（過去に離農と報告したが、再び農業に従事している場合のみ）

※　「２　定着率、新規就農者増加分」のうち「２．「増加分」要件」については、令和４年度以降に本事業を活用した（＝助成金交付実績のある）法人等雇用就農者について記載すること。（取消を受けた者は記載が必要ですが、支援を受けずに中止した者又は取り下げた者は記載不要です。）なお、該当する法人等雇用就農者が11名以上いる場合は、参考様式⑧を添付すること。

※　「８　研修計画」は後掲の記入例を参照して記載すること。

②　法人等雇用就農者の履歴書（参考様式①）（写真を必ず添付し、職歴等は空白期間がないようにして申請日までの最新の履歴を記入すること。）

【同一年度内に本事業で提出しており、変更がない場合以外は、提出が必要な書類】

③　環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（別紙①）（「農業経営体向け」または「畜産経営体向け」のいずれかのシートを、チェック漏れがないよう記入すること。）

　※　複数名応募している場合は１部のみ提出。

【過去に本事業等で提出しており、変更がない場合以外は、提出が必要な書類（④～⑦）】

※　複数名応募している場合は１部のみ提出。

④　研修指導者の履歴書（参考様式②）（写真を必ず添付し、職歴等は空白期間がないようにして申請日までの最新の履歴を記入すること。）

⑤　耕作証明書等の写し（畜産やコントラクター等の農地を利用しない農業法人等で耕作証明書の交付を受けることのできない場合は、農業経営改善計画認定書、出荷伝票、決算書等の農業を営む事業体であることを証明する書類の写しを提出する。また、新規就農者を雇用して技術を習得させる機関の場合は、当該機関の定款、規約・設置要領等の写し※を提出する。）

※　提出は、当該機関の定款、規約・設置要領等のうち、①表紙、②就農希望者に対する研修の実施について明記されている部分の写しのみで構いません。採択後の現地確認時に原本を確認します。

　　⑥　補完雇用就農者の履歴書（参考様式①）（該当者がいる場合のみ提出。写真を必ず添付し、職歴等は空白期間がないようにして申請日までの最新の履歴を記入すること。）

⑦　就業規則の写し（法人等雇用就農者が業務に従事する事業所に常時１０人以上の従業員がいる場合は提出が必須です。１０人未満の場合でも就業規則を定めていれば提出してください。また、賃金規程等の別に定める規程がある場合も添付してください。）

※　提出は、①表紙、②労働時間関連、③賃金関連、④退職関連が記入されているページの写しのみで構いません。採択後の現地確認時に原本を確認します。

【該当する場合のみ、提出が必要な書類（⑧～⑯）】

⑧　過去の雇用契約書等の写し（従業員として採用する以前に法人等雇用就農者と雇用関係がある場合のみ）

⑨　研修指導者が認定農業者又は農業次世代人材投資資金（経営開始型）の早期経営確立者であることを証する資料の写し（研修指導者の農業経験が５年未満の場合のみ。過去に本事業等を活用しており、変更がない場合は提出を省略できます。）

⑩　トライアル雇用実施計画書等の写し（トライアル雇用制度等を実施している場合のみ）

⑪　親族関係にない当該法人等雇用就農者以外の従業員の雇用契約書の写し及び雇用保険への加入を証する資料の写し（法人等雇用就農者が農業法人等の代表者の親族（３親等以内）の場合のみ）

⑫　在留カードの写し（法人等雇用就農者が外国人の場合のみ）

⑬　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の写し（法人等雇用就農者が障がい者の場合のみ）

⑭　生活困窮者自立支援事業において作成された就労に向けた支援計画（プラン）の写し（法人等雇用就農者が生活困窮者の場合のみ）

⑮　刑務所出所者等に係る確認書（参考様式③）（法人等雇用就農者が刑務所出所者等（保護観察対象者又は更生緊急保護対象者）の場合のみ）

⑯　就業規則等の育児・介護短時間勤務規程部分の写し及び育児・介護短時間勤務の申出書の写し。従業員が10人未満で就業規則等に育児・介護短時間勤務規程を定めていない場合は、雇用契約書か労働条件通知書の写し（育児・介護休業法と本人の申出に基づき、期間と始業・終業時刻、休憩時間を明記したもの）（育児・介護を理由に短時間勤務を実施しており、１週間の所定労働時間（年間を通じた平均）が30時間以上35時間未満の場合のみ）

※　事業申請書様式第２号―７の備考欄にも時短勤務の旨を記載いただきます

|  |
| --- |
| **Ⅲ　事業の応募要件** |

　　雇用就農資金を実施するためには、次の要件の全てを満たす必要があります。

**１　農業法人等の要件**

ア　おおむね年間を通じて農業を営み、本支援終了後も継続して農業経営を行う事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）又は新規就農者を雇用して技術を習得させる機関であること。ただし、法人等雇用就農者に自らの経営を移譲することを希望する農業者についてはこの限りではなく、経営移譲の意志等は事業申請書（様式第２号）等により判断する。

当該事業体のうち、「農業法人」及び「農業者」は、農業生産による農畜産物（当該農業法人及び農業者が生産した農畜産物を原料とした加工品を含む。）の販売収入のある者とする。また、「農業サービス事業体」は、酪農ヘルパーやコントラクター等の農業生産に必要な作業の一部をおおむね年間を通じて請け負う事業体とし、選果場や集出荷場等の単純作業のみを行う事業体は含まない。

「新規就農者を雇用して技術を習得させる機関」は、当該機関の定款、規約・設置要領等において、就農希望者に対する研修の実施について明記している機関とする。

イ　農畜産物の生産（当該農業法人等が生産した農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する者を新たに雇用し、就農に必要な作物の栽培管理技術、家畜の飼養技術、経営ノウハウ、農産加工技術、販路開拓手法、販売接客能力等の農業生産に必要な能力を身につけさせるための実践的な研修を行うことができ、かつ、経営開始資金、経営開始支援資金又は農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付期間中ではないこと。

なお、研修はおおむね年間３００時間以上行うこととし、作物の栽培管理技術又は家畜の飼養技術に加え、経営ノウハウを身に付けるための研修の実施を必須とする。

ウ　法人等雇用就農者に対して、十分な指導を行うことが出来る指導者（以下「研修指導者」という。）を置くこと。なお、必要に応じて複数の研修指導者を置くことができる。研修指導者は、当該農業法人等の役員（経営者本人を含む。以下同じ。）又は従業員であり、５年以上の農業経験を有する者、農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者（法人の場合は代表者に限る。）又は経営開始型の早期経営確立者とする。なお、農業経験には、普及指導員やＪＡの営農指導員、農業高校・大学校の教職員として指導した経験等を含む。

エ　法人等雇用就農者との間で、従業員（農業法人等の役員等は含まない。）として雇用契約を締結すること。

オ　生産性が高く人に優しい職場環境作り（以下「農業の「働き方改革」」という。）について、具体的な取組を記載した農業の「働き方改革」実行計画を作成し、公表等の方法により従業員と共有すること。ただし、既に作成している類似の計画（経営目標等を含む。）があり、公表等の方法により従業員と共有している場合はこの限りではない。

カ　従業員が６ヶ月間継続勤務し、その６ヶ月間の全労働日の８割以上を出勤した場合は、　１０日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続年数１年ごとに、その日数に１日（３年６ヶ月以後は２日）を加算した有給休暇を総日数が２０日に達するまで付与すること。

キ　以下の全ての項目について、就業規則若しくはこれに準ずるものに規定している、又は支援開始後１年以内に新たに規定すること。

（ア）労働時間が６時間を超える場合には４５分以上、８時間を超える場合には１時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること。

（イ）毎週１日以上又は４週間を通じて４日以上の休日を確保すること。

ク　以下の項目のいずれか１つ以上に既に取り組んでいる、又は支援開始後１年以内に新たに取り組むこと。ただし、（イ）については、既に取り組んでいる又は支援開始後の決算期までに取り組むこと。

（ア）就業規則又はこれに準ずるもの（労使協定の締結を含む。）に年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を２,４４５時間以内とすることを規定すること。

（イ）従業員の人材育成及び評価の仕組みを整備すること。

（ウ）農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。

（エ）次世代育成支援対策推進法に基づく認定（「プラチナくるみん」「くるみん」又は「トライくるみん」）を受けること。

（オ）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（「プラチナえるぼし」又は「えるぼし」）を受けること。

※　上記（ア）～（オ）について、定められた期限までに取り組んでいない場合は、採択取消しとなります。

ケ　原則として労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険）に加入させること。また、法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。

なお、労働時間については１週間の所定労働時間が当該農業法人等の他の従業員と同じ（当該農業法人等の就業実態に即したフルタイムの勤務体系）であることとし、１週間の所定労働時間（年間を通じた平均。以下同じ。）は３５時間以上であること。ただし、育児・介護を理由に短時間勤務を実施する場合の１週間の所定労働時間（年間を通じた平均）については、３０時間以上で可とする。また、法人等雇用就農者が障がい者の場合は、１週間の所定労働時間は２０時間以上で可とする。なお、１週間の所定労働時間がこれらに満たないやむを得ない事情があると全国農業会議所が認める場合はこの限りではない。

コ　常時１０人以上の従業員を雇用する農業法人等は、就業規則を定めていること。

サ　労働基準法等で定められた管理帳簿（出退勤・休憩の時間が記された出勤簿、賃金台帳、労働者名簿のいわゆる法定３帳簿）を整備していること。

シ　過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等本事業等に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、１年を経過している場合はこの限りではない。なお、「雇用及び研修に関して法令に違反したこと」とは、雇用契約の違反等により労働基準監督署から指摘されたこと等があるものとする。

ス　過去に要件違反等に該当したことにより、全国農業会議所に返還すべき助成金がないこと。

セ　本事業に係る法人等雇用就農者について、今回締結した雇用契約より前に正社員としての雇用関係がないこと。ただし、新たに農業に参入した法人であって参入以前に雇用関係がある場合はこの限りではない。

ソ　本事業において実施する法人等雇用就農者の就農状況等の調査について、事業期間中、事業終了直後及び事業終了１年後に報告することを確約していること。

タ　法人等雇用就農者の雇用を理由として、本事業の支援期間と重複する期間を対象とした国による法人等雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金、研修の実施に対する助成などを受給していないこと。なお、本事業の支援開始後に国からの助成等を受ける場合は、本支援との重複がないか確認するため、事前に都道府県農業会議等に相談すること。

チ　農業法人等において、過去に本事業等の法人等雇用就農者又は研修生（以下「法人等雇用就農者等」という。）として、本事業による事業実施年度の５ヶ年度前から前年度までに支援対象となった法人等雇用就農者等（以下「過去に受け入れた法人等雇用就農者等」という。）の数が２人以上いる場合、事業申請時において農業に従事している法人等雇用就農者等の数が、過去に受け入れた法人等雇用就農者等の数の２分の１以上であること。ただし、法人等雇用就農者等が多様な人材である場合、又は法人等雇用就農者等の死亡若しくは天災その他やむを得ない事情によるものと全国農業会議所が認めた場合は、過去に受け入れた法人等雇用就農者等から除くことができるものとする。

ツ　農業法人等の研修指導者等は、雇用就農者の育成強化に資する研修又はセミナーを内容に組み入れた指導者養成研修会に出席すること（同一年度中に既に本事業の指導者養成研修会に出席している場合はこの限りではない。）。また、法人等雇用就農者を事業説明・研修会に出席させること。

テ　研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載していること。（**Ⅶその他の１を参照**）

ト　独立に向けた法人等雇用就農者のサポートに努めること。

ナ　全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業実施状況及び関係書類等の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、農業法人等は、全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

ニ　支援期間中に、法人等雇用就農者に対して日本農業技術検定等の検定試験を受験させる、又はその他の手法により技術習得状況の確認に努めること。

**２　法人等雇用就農者の要件**

ア　就農意欲を有し、本事業を含む新たな農業法人の設立のための支援終了後１年以内に新たに農業法人を設立して独立する強い意志があり、従業員としての採用時の年齢が５０歳未満の者であること。

就農の意志等は、事業申請書（様式第２号）の記載内容、法人等雇用就農者の履歴書等により判断する。

イ　２０２４年２月１日から２０２４年１０月１日までに農業法人等で従業員として就業を開始しており、支援開始日時点で就業期間が４ヶ月以上１２ヶ月未満を経過している者であること。

ウ　主に農畜産物の生産（当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事する者であること。

エ　過去の農業就業期間等（農業法人等の従業員（パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを含む。）及び研修受講生として農業生産に従事した期間並びに自営農業に従事した期間の合計とし、農業高校、農業大学校等における修学期間は含めない。以下同じ。）が採用日時点で５年以内の者であり、就業にあたり研修実施が必要であると事業推進委員会が認めた者であること。

オ　本事業において事業期間中、事業終了直後及び事業終了１年後に実施する法人等雇用就農者の就農状況等の調査について協力することを確約していること。

カ　農業法人等の代表者の親族（３親等以内）でないこと。ただし、以下のいずれかの場合はこの限りではない。

（ア）集落営農組織（農業経営基盤強化促進法第２３条第４項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準じる組織をいう。）で、その代表者と同居していない者が採用される場合。

（イ）親族以外の雇用保険被保険者がいる雇用保険適用事業所で、その代表者と同居していない者が採用され、他の従業員と同等の雇用条件である場合。

キ　法人等雇用就農者が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」の在留資格を有する者であること。

ク　過去に本事業等に採択されていないこと。

ただし、過去に当該事業で採択された場合であっても、助成を受けずに事業を中止した場合又は取り下げた場合若しくは中止した場合の理由が法人等雇用就農者の責めに帰すべき理由による解雇若しくは法人等雇用就農者の都合による離職以外の理由であると全国農業会議所が認めた場合はこの限りではない。なお、この場合の助成対象期間は、本事業の助成対象期間から過去に当該事業の助成を受けた期間を引いた期間とするが、過去に当該事業の助成を受けて研修していた農業法人等の耕種農業・畜産農業の営農類型（日本標準産業分類に準拠。以下同じ。）と新たに雇用された農業法人等の営農類型が異なる場合はこの限りではない。

ケ　過去に就農準備資金、就農準備支援資金、農業次世代人材投資資金（準備型。平成28年度以前の青年就農給付金の準備型を含む。）、就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業又は就農準備支援事業の交付を受けて研修していないこと。

ただし、過去に当該事業の交付を受けて研修していた農業法人等の耕種農業･畜産農業の営農類型と新たに雇用された農業法人等の営農類型が異なる場合及び道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関で当該事業の交付を受けて研修していた場合はこの限りではない。

コ　過去に国産飼料増産対策事業補助金交付等要綱（令和６年３月29日付け５畜産第 2344 号）別表１の１の飼料生産組織の人材確保・育成支援のうち（１）人材確保・育成支援の対象となっていないこと。ただし、過去に当該事業の対象となった場合でも研修を中止し、その中止理由が、法人等雇用就農者の責めに帰すべき理由による解雇でない場合又は法人等雇用就農者の都合による離職でない場合は、この限りではない。

サ　全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業実施状況の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、法人等雇用就農者は、全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

**３　補完雇用就農者の要件**

　　農業法人等が過去に本事業の支援対象となった法人等雇用就農者が離農した場合に、新たに本事業の支援を受けるために当該離農者分にあたる新規就農者として雇用する者（補完雇用就農者）は、次の事項を全て満たさなければならない。

ア　当該農業法人等において初めて本事業の支援対象となった法人等雇用就農者のうち採用日が最も早い者の採用日以降に、当該農業法人等との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結して採用された者であること。ただし、当該就農者が独立等することを前提としている場合は、従業員としての雇用契約の締結で可とする。

イ　アの採用日時点で原則５０歳未満であること。

ウ　雇用保険及び労働者災害補償保険に加入していること。また、雇用元が法人の場合は、厚生年金保険及び健康保険に加入していること。

エ　主に農畜産物の生産（当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事し、１週間の所定労働時間が３５時間以上であること。ただし、当該就農者が障がい者の場合は、１週間の所定労働時間は２０時間以上で可とする。なお、１週間の所定労働時間がこれらに満たないやむを得ない事情があると本会が認める場合はこの限りではない。

オ　アで締結した雇用契約より前に当該農業法人等との間で正社員としての雇用関係がないこと。ただし、当該農業法人等が新たに農業に参入した法人であって参入以前に雇用関係がある場合はこの限りではない。

カ　過去の農業就業期間等が５年以内であること。

**４　新法人設立支援タイプのうち独立に向けた研修を行う場合の留意事項**

　　研修期間は、助成期間（最長４年間）だけでなく、農業法人等が助成期間終了後に独自研修を行う場合はその期間（最長２年間）を含むものとする。

|  |
| --- |
| **Ⅳ　採択にあたっての審査事項** |

提出された事業申請書等のうち全ての応募要件を満たしている申請について、事業推進委員会において、総合的に審査を行い、予算の範囲内で採択者を決定します。そのため、応募状況によっては要件を満たしていても不採択になる可能性があります。

また、採択者の決定に係る審査の経過、結果等についてのお問合せには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

* 採択された場合、支援２年目終了時点（支援予定期間が２年以内の場合には、支援１年目終了時点）で、全国農業会議所が定める日までに「新法人設立支援タイプ進捗状況報告書」（様式第３号）を農業会議等に提出する必要があります。農業法人等が３年目以降の支援継続を希望する場合は、３年目以降の助成について、「新法人設立支援タイプ進捗状況報告書」に基づき事業推進委員会により毎年審査をします。継続が不適切と判断された場合には、以降の支援を中止します。

|  |
| --- |
| **Ⅴ　審査結果の通知** |

　　申請内容を審査した上で、２０２５年１月下旬を目途に審査結果を応募者に通知します。

|  |
| --- |
| **Ⅵ　注意事項** |

（１）助成金の交付は４年間の支援期間を全国農業会議所が定める期間に区切って行うため、期間ごとに助成金交付申請書等の書類を提出していただきます。また、原則として事業実施状況を確認した上で助成金を支払う仕組みのため、支援開始後に都道府県農業会議等が行う現地確認に協力していただきます。

助成金交付申請書等の書類が、全国農業会議所が定める期日までに提出されない場合、採択を取り消します。本募集で採択された場合の助成金交付申請書等の提出期限等については「助成金申請スケジュール」を参照願います。

また、予算の範囲内で支払うことから、予算の執行状況に応じて、助成金を減額して支払う場合があります。

（２）本事業の支援期間と重複する期間を対象とした国による法人等雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金、研修実施に対する助成等を受ける場合は、本事業の支援の対象となりませんので、必ず事前に都道府県農業会議等に相談して頂くとともに、事業申請書（様式第２号）の「１ 農業法人等の概要」欄に事業内容等を記載してください。

（３）採択後、研修指導者等は指導者養成研修会に、法人等雇用就農者は事業説明・研修会に出席していただきます。出席しない場合、原則として採択を取り消します。

（４）採択後に、申請内容等の変更、その他の理由により、要件を満たさなくなった場合は、採択を取り消します。（例：採択後、農業法人等の代表者が当該法人等雇用就農者の親族（３親等以内）であり、かつその法人等雇用就農者と同居している者に変更になった場合）

（５）採択後に、次に該当する場合は、助成金の全部又は一部を交付しません。既に交付した助成金については、別途規定する加算金を賦課して返還を求めます。

①　著しく研修計画に即した研修が行われていないと認められる場合

②　著しく研修の効果が認められない場合

③　農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合、又は法人等雇用就農者の責めに帰すべき理由による場合を除く。）

④　農林水産省及び全国農業会議所が定める要件等に違反した場合

⑤　虚偽の申請や報告等、事業に関する不正が認められた場合

⑥　全国農業会議所が定める期日までに、助成金の申請に係る資料が提出されない場合

なお、雇用就農資金に関して生じた一切の紛争の処理については、東京地方裁判所を専属的な管轄裁判所とします。

（６）本事業を含む新規就農者育成総合対策の適切な執行等のため、申請内容及び事業実施内容について全国農業会議所が作成する雇用就農資金等データベースに登録します。また、申請内容及び事業実施内容について必要最小限度内で地方自治体等の関係機関に提供するとともに、全国農業会議所のホームページで農業法人等名及び法人等雇用就農者氏名を公表する場合があります。

（７）本事業で採択された経営体については、全国農業会議所のホームページで経営体名を公開します。

|  |
| --- |
| **Ⅶ　その他** |

QR コード

自動的に生成された説明**１　就農に関するポータルサイトへの研修計画等の掲載**

　本事業の応募要件で、「就農に関するポータルサイトに研修計画等を掲載」すること」としています。農業法人等の情報及び本事業の支援期間中に実施する研修計画について、ポータルサイト（農業をはじめる.JP）内の登録フォームより作成・登録申請を行ってください。

ポータルサイトへは、以下ＵＲＬ又は右のＱＲコードよりアクセスしてください。

（研修内容等登録フォーム）

<https://app.be-farmer.jp/training_users/sign_in>

※過去に雇用就農資金で採択実績があり、掲載がお済みの方は対応不要です。

**２　求人活動への支援**

本事業の実施を希望される農業法人等で就業希望者をお探しの方は、全国新規就農相談センターの運営する就農情報ポータルサイト「農業をはじめる．JP」に無料で求人情報を掲載するなど、求人活動への協力をいたします。

<https://www.be-farmer.jp/recruitment/search/>より求人票をダウンロードし、必要事項を記載の上、全国農業会議所（[shuunou@nca.or.jp](mailto:shuunou@nca.or.jp)）に送付又は各都道府県農業会議等にご相談ください。

**３　採用前の事前就業体験への支援**

就農希望者が本採用前に試行雇用や就業体験を行うことにより、農業への適性を確認できるとともに、職場に対する理解も深まり採用後もスムーズに業務に当たることができます。また、就業後に、自分の抱いていたイメージとのギャップを感じて早期離職することの防止にもつながります。

厚生労働省が実施している「トライアル雇用制度」（月額最大４万円、最長３ヶ月）は、試行雇用した場合の助成制度です。試用雇用期間中に、適性や能力を見極め、その後、常用雇用へ移行することができ、雇用就農資金の活用に接続できますので、以下ＵＲＬより詳細をご確認いただき、是非ご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page06_00002.html>

また、日本農業法人協会で行う「農業インターンシップ事業」では、農業法人等が正社員採用予定者に対して事前に就業体験を実施することを支援しています就業体験（連続した２日以上～６週間以内、体験者の食費・宿泊費は受入先負担、体験期間中の体験者への報酬はなし）を行う農業法人等に対し、体験者の受入期間に応じて１人当たり最大2.8万円の助成を行うとともに、体験期間中の傷害保険料を助成していますので、以下ＵＲＬより詳細をご確認いただき、是非ご活用ください。

<https://www.be-farmer.jp/experience/intern/>

**４　事業の活用事例の公表について**

本事業を活用した新規雇用就農者に対する研修等の取組事例を以下のホームページ上で公開していますので、経営発展や雇用者の人材育成・定着に向けてご参考にしてください。また、紹介したい事例がありましたら、自薦・他薦は問いませんので、ご紹介ください。

<https://www.be-farmer.jp/farmer/employment/fund/case/>

「雇用就農資金」のお問合せ・申請先　※農業会議に確認中

※「雇用就農資金」ＨＰにも掲載しています（<https://www.be-farmer.jp/farmer/employment/fund/>）

※１ 兵庫県は兵庫県農業会議ではなく、（公社）ひょうご農林機構です。

※２ 鳥取県は鳥取県農業会議ではなく、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構です。

一般社団法人全国農業会議所（書類の申請については、所在地の都道府県農業会議等へお願いいたします）

〒102-0084　東京都千代田区二番町9-8中央労働基準協会ビル　TEL：03-6265-6891 FAX：03-6265-6892

「新法人設立支援タイプ」令和６年度第３回募集　助成金申請スケジュール

事業対象期間：2025年２月1日～2029年１月31日（最長4年）

グラフィカル ユーザー インターフェイス, テーブル

自動的に生成された説明

※ 助成金申請スケジュールは変更になる可能性がございます。

※ 事業実施期間が３ヶ月未満の場合は、助成金は交付されません。

※ 助成金申請書提出期限までに申請書が提出されない場合は採択取消となり、助成金の交付ができませんので、

提出期限を厳守してください。

※ 助成金申請に必要な書類は、「雇用就農資金」ホームページ又は各都道府県農業会議等窓口で入手できます。

**【様式第２号「２　定着率、新規就農者増加分（事業活用判定シート）」の記入例】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 募集回 | 令和 | ６ | 年度第 | ３ | 回 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 初めて事業（雇用就農資金）を活用した募集回 | 令和 | ４ | 年度第 |  | １ | 回 |

**１．「定着率」要件（表１）**

雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農者実践研修支援事業において、過去５か年度間に事業を活用し、**助成金交付実績のある**法人等雇用就農者等が２名以上いる場合、**定着率が50％以上である必要があります**。

農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農者実践研修支援事業（雇用就農資金は除く）を活用し、助成金交付実績のある研修生が離農後、再度就農している場合は、就農状況について参考様式⑦に記載の上、申請時に添付してください。

なお、法人等雇用就農者等が多様な人材の場合又はやむを得ない事情により離農した場合は事業を活用した者から除くことができます。事業を活用した者から除いた者については、下記の「対象年度内に事業を活用した者」の人数には加えないでください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象年度 | 対象年度内に事業を活用した者 | | | | | | 定着率 |
|  |  |  |  | 定着 | 離農 |
| 平成31年度  ～令和５年度 | ４人 | | | | ３人 | １人 | ７５％ |

* 「多様な人材」：障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等
* 「やむを得ない事情により離農」：法人等雇用就農者の死亡、天災等やむを得ないと全国農業会議所が認めた場合の離農
* 平成31年度～令和５年度における「対象年度内に事業を活用した者」が２名以上の場合は、定着率が５０％以上でないと、今回応募の「定着率」要件を満たしません。

「対象年度内に事業を活用した者」が１名または０名の場合は、「定着率」要件は確認不要です。

* 「定着」とは、農業に従事していることを指し、農業法人等で継続雇用している場合のほか、他の農業法人等で就農、独立就農、親元就農、農業教育機関等に就学している等の場合です。

**２．「増加分支援」要件（表２・３）**

**①に該当する離農者数と比較して、②に該当する農業界に定着する人数が同数以上である必要があります。**

1. **過去に雇用就農資金を活用し、助成金交付実績のある法人等雇用就農者の状況（表２）**

助成金交付実績のある法人等雇用就農者：ア．令和４・５年度採択者で、研修継続中の者または助成金交付を受けて研修中止した者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　イ．令和６年第１回採択者で助成金交付を受けて研修中止した者

※法人等雇用就農者が多様な人材の場合又はやむを得ない事情により離農した場合は記載不要です。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 氏名 | 事業活用年度回 | 就農状況 | 就農状況（詳細） |
| 1 | **農業　太郎** | **令和４年度第１回** | **離農** |  |
| 2 | **水田　花子** | **令和５年度第３回** | **独立就農** | **○○県△△市** |
| 3 |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |
| 9 |  |  | * 就農状況の欄には、「継続雇用」「他の法人等で就農」「独立就農」「親元就農」「農業教育機関等に就学」「離農」「不明（離農扱い）」のいずれかを選択してください。 * ｢就農状況(詳細)｣には、｢他の法人等で就農｣・｢農業教育機関等に就学｣した場合は就農先の法人等名・就学先の機関等名を記載してください。｢独立就農｣・｢親元就農｣の場合は、就農した地域（市町村名まで）を記載してください。   ｢就農状況(詳細)｣に上記内容を記載できない場合は、｢就農状況｣は｢不明（離農扱い）｣を選択してください。   * 離農者（「離農」「不明（離農扱い）」の者）の法人等雇用就農者がいる場合は、②（表３）に該当する農業界に定着する者**（＝補完雇用就農者）**の人数が同数以上である必要があります。 |  |
| 10 |  |  |  |  |

※｢就農状況(詳細)｣には、｢他の法人等で就農｣・｢農業教育機関等に就学｣した場合は就農先の法人等名・就学先の機関等名を記載してください。

　｢独立就農｣・｢親元就農｣の場合は、就農した地域（市町村名まで）を記載してください。

　｢就農状況(詳細)｣に上記内容を記載できない場合は、｢就農状況｣は｢不明（離農扱い）｣を選択してください。

※就農状況等の申請内容を退職者に問い合わせる可能性があります。

1. **初めて事業を活用した募集回における採用年月日が最も早い法人等雇用就農者の採用日以降に採用した者（正社員。採用時の年齢50歳未満）の**

**うち、事業対象になっていない者（表３）**※①（表２）で「離農」「不明（離農扱い）」の者がいない場合は、記載不要

※本事業における「正社員」とは、以下のすべてを満たす者とします。

* No.0には、初めて事業を活用した募集回における採用年月日が最も早い法人等雇用就農者の氏名・採用年月日を記載してください。
* 氏名・生年月日・採用年月日等は、法定帳簿である「労働者名簿」より転記してください。採択後の現地確認時に、労働者名簿を確認します。採用時の年齢が50歳未満の者が、補完雇用就農者の要件を満たします。
* 就農状況の欄には、「継続雇用」「他の法人等で就農」「独立就農」「親元就農」「農業教育機関等に就学」「離農」「不明（離農扱い）」のいずれかを選択してください。｢就農状況(詳細)｣には、｢他の法人等で就農｣・｢農業教育機関等に就学｣した場合は就農先の法人等名・就学先の機関等名を記載してください。｢独立就農｣・｢親元就農｣の場合は、就農した地域（市町村名まで）を記載してください。｢就農状況(詳細)｣に上記内容を記載できない場合は、｢就農状況｣は｢不明（離農扱い）｣を選択してください。

・期間の定めのない雇用契約を締結（独立前提の場合は有期雇用でも可）

・１週間の所定労働時間が35時間以上(年平均)で、主に農畜産物の生産(生産物の加工・販売含む)に関する業務に従事

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 氏名 | 生年  月日 | 採用  年月日 | 採用時 の年齢 | 採用時 農業経験 ５年以内 | 過去に雇用元の農業法人等と  正社員としての雇用関係がない | 就農状況 | 就農状況（詳細） |
| 0 | **農業　太郎** | － | **2021/10/1** | － | － | － | － | － |
| 1 | **農地　二郎** | **1980/1/5** | **2021/12/1** | **42** | **○** | **○** | **独立就農** | **○○県△△市** |
| 2 | **野菜　梅子** | **2000/2/1** | **2022/10/1** | **22** | **○** | **○** | **継続雇用** |  |
| 3 | * ①（表２）の離農者（「離農」「不明（離農扱い）」の者）と比較し、②（表３）の農業界に定着する者**（＝補完雇用就農者）**の人数が同数以上である場合は、「増加分支援」要件を満たすため、応募が可能です。  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 表２ | | | 表３ | | | | 過去に雇用就農資金を活用した  法人等雇用就農者数 |  | | 事業対象になっていない者 |  | | | うち農業界定着人数 | うち離農者数 | うち農業界  定着人数 | うち離農者数 | |  | | 2人 | 1人 | 1人 | 2人 | 2人 | 0人 |  |   例の場合：①（表２）の離農者（「離農」「不明（離農扱い）」の者）　→　１人  ②（表３）の農業界に定着する者**（＝補完雇用就農者）**　　　→　２人　　⇒同数以上のため「増加分支援」要件OK |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |

・雇用保険、労災保険への加入（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険へも加入）

※No.0には、初めて事業を活用した募集回における採用年月日が最も早い法人等雇用就農者の氏名・採用年月日を記載してください。

※適宜、行を追加してください。

※氏名・生年月日・採用年月日等は、法定帳簿である「労働者名簿」より転記してください。 採択後の現地確認時に、労働者名簿を確認します

○ 補完雇用就農者の農業経験が５年以内かどうかは、提出いただく履歴書で確認します。

○ 補完雇用就農者が正社員かどうか（①期間の定めのない雇用契約（独立前提の場合は有期でも可）、②１週間の所定労働時間が35時間以上で主に農畜産物の生産に従事、③雇用保険、労災保険（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険も）に加入）は、採択後の現地確認調査時に、雇用契約書（労働条件通知書）、出勤簿、保険関係書類等で確認します。

**増加分支援要件について**

**増加分支援要件　確認イメージ**

◎ 雇用就農資金の応募時点において、

①これまで雇用就農資金を活用した法人等雇用就農者のうち、離農した者（下記表のa）

②初めて本事業の支援対象となった法人等雇用就農者の採用日以降に採用され事業対象となっていない者のうち、定着している者（下記表のb）を比較し、【b－a≧０】の場合に応募申請可能です。

****

例①：事業を活用したA氏が離農、事業の対象になっていないB氏が定着している  
 →経営体として、C氏の応募時点で定着している新規雇用就農者は１名・  
 C氏で２人目、事業活用者は１名・C氏で２人目  
 →今回応募のC氏は新規雇用就農者の**「増加分」にあたるため、応募申請可能**

例②：事業を活用したA氏が離農し、その後に雇用したB氏も離農、  
 事業の対象になっていないC氏が定着している  
 →経営体として、D氏の応募時点で定着している新規雇用就農者は１名・  
 D氏で２人目、事業活用者は１名・D氏で２人目  
 →今回応募のD氏は新規雇用就農者の**「増加分」にあたるため、応募申請可能**

例③：事業を活用したA氏が離農し、その後にB氏・C氏を雇用  
 C氏が事業対象として採択されたが、その後にB氏は離農。C氏は定着  
 →経営体として、D氏の応募時点で定着している新規雇用就農者は１名・  
 D氏で２人目、事業活用者は２名・D氏で３人目となる  
 →今回応募のD氏は、経営体にとって２人目の定着を目指す新規雇用就農者  
　 であるが、既に２名を事業活用してしまっている  
 →今回応募のD氏は新規雇用就農者の**「増加分」にあたらないため、応募申請不可**※　C氏の採択（支援開始）後に、A氏の補完雇用就農者となっていたB氏が離農して

も、支援開始日以降にC氏が支援取消になることはない。

例④：事業を活用したA氏が離農し、その後にB氏・C氏を雇用  
 　 C氏が事業対象として採択されたが助成金交付を受けずに中止、B氏も離農、  
　　 事業の対象になっていないD氏は定着している  
 →経営体として、E氏の応募時点で定着している新規雇用就農者は１名・  
 E氏で２人目、事業活用者は１名・E氏で２人目となる  
 →今回応募のE氏は新規雇用就農者の**「増加分」にあたるため、応募申請可能**

**（参考：定着率要件、新規就農者増加分支援要件について）**

**【定着率要件】**

雇用就農資金、農の雇用事業、雇用就農者実践研修支援事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業において平成３１年度～令和５年度までに研修を開始した法人等雇用就農者等が２人以上いる場合、農業に従事している法人等雇用就農者等の数が、過去に受け入れた雇用就農者等の数の１／２以上であること。

**【増加分支援要件】**

雇用就農資金では、新規雇用就農者の増加分が支援対象となる（＝増加分支援要件）。そのため、過去に雇用就農資金の支援対象となった新規雇用就農者が離農している場合、新たに支援を受けるためには、当該離農者分にあたる新規就農者（＝補完雇用就農者）を雇用しなければならない。

補完雇用就農者については、支援対象の新規雇用就農者と同様の条件で雇用されている者とする。

**補完雇用就農者の要件**

　　農業法人等が、過去に本事業の支援対象となった法人等雇用就農者が離農した場合に、新たに本事業の支援を受けるために当該離農者分にあたる新規就農者として雇用する者（補完雇用就農者）は、次の事項を全て満たさなければならない。

ア　当該農業法人等において初めて本事業の支援対象となった法人等雇用就農者のうち採用日が最も早い者の採用日以降に、当該農業法人等との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結して採用された者であること。ただし、当該就農者が独立等することを前提としている場合は、従業員としての雇用契約の締結で可とする。

イ　アの採用日時点で原則５０歳未満であること。

ウ　雇用保険及び労働者災害補償保険に加入していること。また、雇用元が法人の場合は、厚生年金保険及び健康保険に加入していること。

エ　主に農畜産物の生産（当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事し、１週間の所定労働時間が３５時間以上であること。ただし、当該就農者が障がい者の場合は、１週間の所定労働時間は２０時間以上で可とする。なお、１週間の所定労働時間がこれらに満たないやむを得ない事情があると本会が認める場合はこの限りではない。

オ　アで締結した雇用契約より前に当該農業法人等との間で正社員としての雇用関係がないこと。ただし、当該農業法人等が新たに農業に参入した法人であって参入以前に雇用関係がある場合はこの限りではない。

カ　過去の農業就業期間等が５年以内であること。

**定着・離農にかかる判断**

**【定着していると判断するケース】**

⇒研修中、研修後も勤務中、独立就農、親元就農、転職（農業関係）、就学・研修（農業関係）

**【離農していると判断するケース】**

⇒転職（農業関係以外）、就学・研修（農業関係以外）、進路未定、不明

※ただし、雇用就農者等が多様な人材（障がい者および生活困窮者、刑務所出所者等）である場合や法人等雇用就農者の死亡、天災その他やむを得ない事情であると全国農業会議所が認めた場合は、補完を要しない。

※支援対象となっていない「取り下げ」及び「中止」等は補完を要しない。

　支援対象となっていない：助成金の支払いがされていない法人等雇用就農者をいう。条件付き支払い後に中止し全額返還した場合（支援開始から年度末までの期間が３ヶ月未満であった場合であって、研修を中止したことにより通算３ヶ月以上研修を行わなかった場合等）も支援対象となっていないとして扱う。

**【様式第２号「８　研修計画」の記入例】**

研修１年目

|  |  |
| --- | --- |
| 従事させる作業等 | 左記の作業において習得させる技術 |
| **・トマト、ピーマン等の育苗作業**  **・トマト、ピーマン等の定植作業**  **・トマト、ピーマン等の整枝・誘引作業**  **・トマト、ピーマン等の収穫作業**  **・土づくり作業** | **・農作物の播種、温度管理技術等**  **・定植の施肥、マルチ張り技術等**  **・生育ステージに応じた整枝・誘引技術等**  **・選別、包装、出荷の技術等**  **・土壌消毒、施肥散布技術（一人で作業できる）** |

研修２年目

|  |  |
| --- | --- |
| 従事させる作業等 | 左記の作業において習得させる技術 |
| **・トマト、ピーマン等の施肥作業**  **・トマト、ピーマン等の病害虫防除作業**  **・トマト、ピーマン等の除草作業**  **・土づくり作業**  **・農業簿記** | **・二毛作の定植準備技術**  **・防除、葉面散布の実践技術等**  **・農作業機械操縦技術等**  **・土壌消毒、施肥散布技術、他従業員への指導**  **・農業簿記の仕組みの理解等** |

研修３年目

|  |  |
| --- | --- |
| 従事させる作業等 | 左記の作業において習得させる技術 |
| **・気温変化に伴う管理作業**  **・トマト、ピーマン等の残さ処理作業**  **・トマト、ピーマン等の温度・水管理**  **・トマト等の加工品の製造等**  **・出荷数量や経費の取りまとめ作業等** | **・低温時の作物管理技術等**  **・マルチ等資材の撤去方法、残さの処理方法等**  **・養液の調合方法、水管理技術等**  **・収穫物の保存と加工技術等**  **・損益計算技術等** |

研修４年目

|  |  |
| --- | --- |
| 従事させる作業等 | 左記の作業において習得させる技術 |
| **・トマト収穫作業（責任者）**  **・定植指揮、段取りや人員管理技術等**  **・農業機械のメンテナンス**  **・次年度の作付け計画作成**  **・パート採用業務等** | **・選別、出荷等の管理、他従業員への指導**  **・パートへの作業指示・指導技術等**  **・農閑期のメンテナンス技術等**  **・栽培品種の選定、消費者ニーズの理解等**  **・繁忙期の人員管理技術** |

* 研修を通じて習得を目指す技術等が具体的に分かるように記載してください。
* 研修期間を通じて、どのように段階的に技術習得を目指すか分かるように記載してください。従事させる作業が前年と同じ場合には、どの程度の習熟度（一人で作業できる、他の従業員への指導等）を目指すか分かるように記載してください。各年の計画が全く同じ場合は、再提出を求めることがあります。
* 各年、作業及び習得させる技術について、それぞれ最低５項目以上記載してください。
* 法人等雇用就農者が支援終了後に独立する場合は、経営ノウハウに関する研修は必須です。（例：波線部分）

（参考：農業法人等の要件イ 一部抜粋）　研修はおおむね年間３００時間以上行うこととし、作物の栽培管理技術又は家畜の飼養技術は必須とする。また、支援終了後に独立等することを前提とした法人等雇用就農者に対しては、これに加え経営ノウハウを身に付けるための研修の実施を必須とする。

別紙①

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

「（１）農業経営体向け」または「（２）畜産経営体向け」のいずれかのシートを、チェック漏れがないよう入力し、提出してください。

　※　複数名応募している場合は１部のみ提出。

**【環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは？】**

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合に、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」に基づいた最低限の内容を実施いただくものです。その取組内容は、日頃の事業活動における最低限行うべき取組として、より多くの農林漁業者等の皆様が意識すれば取り組めるもので構成されています。

**【環境負荷低減のクロスコンプライアンスを実施する意義とは？】**

クロスコンプライアンスを導入し、農林水産・食品関連事業者等に最低限の取組の実践を求めることで、

１ 農林水産・食品関連事業者等の環境負荷低減の意識向上と取組の底上げを業界全体で図るとともに、

２ 生産現場等における環境負荷低減の取組を見える化し、消費者に現場の努力を伝えることで、我が国の農林水産・食品関連事業に対する国民的な理解を得る

ことにつながり、国内の消費者や国際的な場においても、我が国の農林水産物や食料加工品などが持続的なものであることを発信することにつながります。

**【Ｑ＆Ａ】**

Ｑ　チェックシートを記入するにあたり、各項目についての取組例を知りたい

Ａ　項目について不明な点がある場合は、下記の解説書をご参照ください。

　　チェックシートの各項⽬について、判断基準となる取組例が紹介されています。

判断基準となる取組例が複数ある項⽬は、いずれか１つ以上実践していればチェックしてください。

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・農業経営体編）

<https://www.be-farmer.jp/assets/file/farmer/file_fund/file_checksheet_leaflet_course01.pdf?d=20240528162324>

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・畜産経営体編）

<https://www.be-farmer.jp/assets/file/farmer/file_fund/file_checksheet_leaflet_course02.pdf?d=20240528162324>

Ｑ　申請時点でチェックシートが１項目でもチェックされていない場合はどうなる？

Ａ　チェックシートに位置付けられる取組は、環境負荷低減のために最低限行っていただくべき取組であり、そもそも該当しない取組を除き、現場において、意識すれば取り組める内容とされています。そのため、チェックシートの取組内容へのチェックが１つでも欠けている場合は、書類の不備などの事由から申請ができないことになりますので、ご留意ください。

Ｑ　申請時にチェックした内容について、事業開始後に実施状況の確認は求められる？

Ａ　令和６年度は、事業申請時のチェックシートの提出等に限定して試行実施を行うこととしており、事後確認は不要とされています。一方で、令和７年度以降は事後確認（申請時と同様にチェックシートの提出を求める等）が実施される可能性がありますので、ご協力をお願いいたします。

【環境関連法令の遵守】

　チェックシート中の「関連法令の遵守」については、以下の環境関連法令を遵守していただきますようお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 環境負担低減  に向けた取組 | 該当する環境関連法令 |
| 適正な施肥 | ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）  ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）  ・土壌汚染対策法（平成14年法律第 53号）　等 |
| 適正な防除 | ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）  ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）　等 |
| エネルギーの節減 | ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第 49号）　等 |
| 悪臭及び害虫の発生防止 | ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）  ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）　等 |
| 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）  ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）  ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）  ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）  ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第60号）　等 |
| 生物多様性への悪影響の防止 | ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第 97号）  ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）  ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）  ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）  ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）　等 |
| 環境関係法令の遵守等 | ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）  ・環境影響評価法（平成 9年法律第 81号）  ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）  ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第 56号）  ・土地改良法（昭和24年法律第195号）　等 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （１）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート**（農業経営体向け）**  農業法人等名： 　　　　　　　　　　　　　代表者氏名：  項目でご不明な点がある場合は、農林水産省の解説書をご参照ください。  （環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・農業経営体編）  <https://www.be-farmer.jp/assets/file/farmer/file_fund/file_checksheet_leaflet_course01.pdf?d=20240528162324>   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 申請時 （します) | **（１）適正な施肥** | | ① | **□** | 肥料の適正な保管 | | ② | **□** | 肥料の使用状況等の記録・保存に努める | | ③ | **□** | 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討 | | ④ | **□** | 有機物の適正な施用による土づくりを検討 | |  |  |  | |  | 申請時 （します) | **（２）適正な防除** | | ⑤ | **□** | 農薬の適正な使用・保管 | | ⑥ | **□** | 農薬の使用状況等の記録・保存 | | ⑦ | **□** | 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める | | ⑧ | **□** | 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 | | ⑨ | **□** | 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討 | |  |  |  | |  | 申請時 （します) | **（３）エネルギーの節減** | | ⑩ | **□** | 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める | | ⑪ | **□** | 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める | |  |  |  | |  | 申請時 （します) | **（４）悪臭及び害虫の発生防止** | | ⑫ | **□** | 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める | |  |  |  | |  | 申請時 （します) | **（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分** | | ⑬ | **□** | プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 | |  |  |  | |  | 申請時 （します) | **（６）エネルギーの節減** | | ⑭ | **□** | 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲） | | ⑮ | **□** | 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲） | |  |  |  | |  | 申請時 （します) | **（７）環境関係法令の遵守等** | | ⑯ | **□** | みどりの食料システム戦略の理解 | | ⑰ | **□** | 関係法令の遵守 | | ⑱ | **□** | 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める | | ⑲ | **□** | 正しい知識に基づく作業安全に努める | |

（２）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート**（畜産経営体向け）**

農業法人等名： 　　　　　　　　　　　　　代表者氏名：

項目でご不明な点がある場合は、農林水産省の解説書をご参照ください。

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・畜産経営体編）

<https://www.be-farmer.jp/assets/file/farmer/file_fund/file_checksheet_leaflet_course02.pdf?d=20240528162324>

※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申請時 （します) | **（１）適正な施肥** |
|  | **□** | **※飼料生産を行う場合（該当しない　□　）** 肥料の適正な保管 |
|  | **□** | **※飼料生産を行う場合（該当しない　□　）** 肥料の使用状況等の記録・保存に努める |
|  |  |  |
|  | 申請時 （します) | **（２）適正な防除** |
|  | **□** | **※飼料生産を行う場合（該当しない　□　）** 農薬の適正な使用・保管 |
|  | **□** | **※飼料生産を行う場合（該当しない　□　）** 農薬の使用状況等の記録・保存 |
|  | **□** | **※飼料生産を行う場合（該当しない　□　）** 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 |
|  |  |  |
|  | 申請時 （します) | **（３）エネルギーの節減** |
| ⑥ | **□** | 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める |
|  |  |  |
|  | 申請時 （します) | **（４）悪臭及び害虫の発生防止** |
| ⑦ | **□** | 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める |
| ⑧ | **□** | **※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない　□　）** 家畜排せつ物の管理基準の遵守 |
|  |  |  |
|  | 申請時 （します) | **（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分** |
| ⑨ | **□** | プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 |
|  |  |  |
|  | 申請時 （します) | **（６）生物多様性への悪影響の防止** |
| ⑩ | **□** | **※特定事業場である場合（該当しない　□　）** 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 |
|  |  |  |
|  | 申請時 （します) | **（７）環境関係法令の遵守等** |
| ⑪ | **□** | みどりの食料システム戦略の理解 |
| ⑫ | **□** | 関係法令の遵守 |
| ⑬ | **□** | GAP・HACCPについて可能な取組から実践 |
| ⑭ | **□** | アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している |
| ⑮ | **□** | 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める |
| ⑯ | **□** | 正しい知識に基づく作業安全に努める |

参考様式①

**履　　歴　　書　（法人等雇用就農者・補完雇用就農者用）**

　　　　　　　　　　　年　　月　　日　現在

写　真

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな |  |  |
| 氏　　名 |  |
| 生年月日 | 西暦　　　　年　　　月　　　日　生 |
| ふりがな |  | 電　話 |
| 現住所 | 〒 |
| ふりがな |  | 電　話 |
| 連絡先 | 〒　　　　　　　　（現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年 | 月 | 経　　歴 | 農業就業期間等 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年 | 月 | 経　　歴 | 農業就業期間等 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 年 | 月 | 免　許　・　資　格 | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |

|  |
| --- |
| 通勤時間  約　　　時間　　　分 |
| 扶養家族（配偶者を除く）  人 |
| 配偶者  ※　有　・　無 |
| 配偶者の扶養義務  ※　有　・　無 |

※農業就業期間等に該当する場合は、○をご記入ください。なお、農業就業期間等とは、農業法人等の従業員（パ―ト、期間雇用、季節雇用、アルバイトを含む。）及び研修受講生として農業生産に従事した期間及び自営農業に従事した期間の合計です。

参考様式②

**履　　歴　　書　（研修指導者用）**

写　真

　　年　　月　　日　現在

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな |  |  |
| 氏　　名 |  |
| 生年月日 | 西暦　　　　年　　　月　　　日　生 |
| ふりがな |  | 電　話 |
| 現住所 | 〒 |
| ふりがな |  | 電　話 |
| 連絡先 | 〒　　　　　　　　（現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　月 | 経歴 | 農業経験 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※農業経験に該当する場合は、○をご記入ください。

なお、農業経験には、普及指導員やＪＡの営農指導員、農業高校・大学校の教職員として指導した経験等を含みます。

※該当する場合のみ提出

参考様式③

**刑務所出所者等に係る確認書**

年　 月　 日

一般社団法人全国農業会議所会長　殿

農業法人等住所

会社名

代表者氏名

　令和　年度　回雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ又は新法人設立支援タイプ）の実施にあたり、刑務所出所者等の該当の有無について、下記のとおり報告します。

記

法人等雇用就農者氏名：

（生年月日：　　年　　月　　日：　　歳）

法人等雇用就農者が刑務所出所者等（保護観察対象者又は更生緊急保護対象者）である。

　□　該当する

　□　該当しない

法人等雇用就農者は、本書の作成及び全国農業会議所への提出にあたって「個人情報の取扱いの確認」に同意している。

* 同意している
* 同意していない

（以下は保護観察所が記入）

上記の法人等雇用就農者に係る保護観察等の実施状況について、以下のとおり証明します。

（該当する□にチェック）

□保護観察期間：　　　年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで

□更生緊急保護実施期間：　　　年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日まで

　（更生緊急保護の申出日：　　　年　　　月　　　日）

　□上記に該当しない

　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇保護観察所長

参考様式④

※応募時の提出は不要ですが、選択要件で「従業員の人材育成及び評価」を

選択した場合、現地確認で確認しますので、以下を参考に整理をお願いします。

**経営体名・事業主名：**

**法人等雇用就農者名：**

**【経営体のビジョン】**

|  |
| --- |
|  |

**【経営体のビジョンに基づく人材育成計画】**

|  |  |
| --- | --- |
| 人材育成の目標 |  |
| キャリアパス |  |

**【職務等級表】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 等級区分 | 役職 | 等級の定義 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

**【賃金表（例）】**

|  |  |
| --- | --- |
| 等級区分 | 賃金 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

参考様式⑤

※応募時の提出は不要ですが、選択要件で「従業員の人材育成及び評価」を

選択した場合、現地確認で確認しますので、以下を参考に整理をお願いします。。



参考様式⑥

※応募時の提出は不要ですが、選択要件で「従業員の人材育成及び評価」を選択した場合、現地確認で確認しますので、以下を参考に整理をお願いします。



参考様式⑦

「事業活用判定シート」の別紙

農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農者実践研修支援事業（雇用就農資金は除く）を活用し、助成金交付実績のある研修生が離農後、再度就農している場合は、就農状況について記載の上、申請時に添付してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 氏名 | 助成金交付実績のある  事業 | 採択年度 | 就農状況  （注１） | 就農状況（詳細）  （注１、２） |
| 1 |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |

※　適宜、行を追加願います

注１）離農した元研修生から聴き取った内容を記載願います。

注２）「就農状況（詳細）」には、｢他の法人等で就農｣・｢農業教育機関等に就学｣した場合は就農先の法人等名・就学先の機関等名を記載してください。｢独立就農｣・｢親元就農｣の場合は、就農した地域（市町村名まで）を記載してください。

参考様式⑧

「事業活用判定シート『増加分支援要件』」の別紙



